

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>以下の理由から制度の創設に反対である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本にメリットがない。</li> <li>・日本に税金を納めない。</li> <li>・健康保険やインフラのただ乗りである。</li> <li>・イスラム教圏からの入国者に係るリスク対策がない。</li> <li>・相手方の国との相互主義に基づくものでない。</li> <li>・オーバーツーリズムや不法滞在者も問題となっている。</li> <li>・治安が悪くなる。</li> </ul>	<p>現在、諸外国において、「デジタルノマド」と呼ばれる国際的なりモートワーカーを呼び込むための在留制度が導入されているところであり、このデジタルノマドは、地域の消費拡大、地域の人材の協働を通じたイノベーション創出等に貢献するものとして注目されています。我が国においても、デジタルノマドの呼び込みを促進することで、インバウンド増加による経済効果や、デジタルノマドの方と日本人の交流による我が国のイノベーションの促進につながることを期待しております。</p> <p>なお、デジタルノマドは、中長期在留者に該当しないものと整理しており、住民票の作成対象外となるため、原則として住民税の納付対象にはならないものと考えております。また、日本が外国との間で締結している租税条約においては、相互主義に基づき、自国に短期間滞在する相手国の居住者が取得する給与について免税とする規定等があるところ、本制度の対象となる方を基本的にそのような租税条約の規定の要件を満たし日本において所得税が免除される方に限る観点から、「租税条約の締約国等」の国籍者等との要件を設けています。</p> <p>また、中長期在留者に該当せず住民票の作成対象外であり、国民健康保険の被保険者とならないことから、国民健康保険を利用されることはありません。</p> <p>また、本制度では査証免除国・地域の国籍等を有していることを要件の1つとしており、また、査証免除国・地域の者であっても、本制度の活用に当たっては査証申請等を行っていただくものであり、当該申請に係る審査を適切に行うことで、制度の適正な運用に努めてまいります。</p>
2	配偶者・子の帯同を認めるべきではない。	<p>家族の帯同については、国際的なりモートワーカーの受入れをより促進する趣旨から、国際的なりモートワーカー本人の扶養を受ける配偶者・子だけに限り帯同を許可することとしております。配偶者・子に対しても、デジタルノマド本人と同様、民間医療保険の加入等、要件を満たしていることについて審査等を適切に行うことで、制度の適正な運用に努めてまいります。</p>
3	本在留資格について、申請代理人による在留資格認定証明書交付申請を可能としてほしい。	<p>国際的なりモートワーカーについては、一般的に、受入れ機関や親族等が本邦に存在しないと想定されることから、在留資格認定証明書交付申請の申請代理人は規定していません。</p>
4	本制度の申請代理人となれる者は、申請人の雇用先である海外法人の日本支社（本社）の職員に限定し、申請人と関連のない企業を申請代理人や申請取次者とすべきでない。	<p>国際的なりモートワーカーについては、一般的に、受入れ機関や親族等が本邦に存在しないと想定されることから、在留資格認定証明書交付申請の申請代理人は規定していません。</p>
5	Youtuberのようなインフルエンサーは該当するか明確にしてほしい。	<p>御指摘のYouTuberのようなインフルエンサーの意味が判然としませんが、いずれにせよ、本制度に規定する要件を充足すれば、本制度の対象となります。</p>
6	デジタルノマドに在留資格更新を許可してはどうか。	<p>本告示案の運用に関わる御意見として、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
7	在留期間を超えたときは強制送還する規定を盛り込むべき。	<p>不法残留をはじめとする退去強制事由に該当すると思われる外国人に対しては、入管法の規定に基づき退去強制手続が執られることになっており、本制度の対象者となる国際的なりモートワーカーに対しても同様の扱いとなります。</p>
8	運営する会社に実態がないことが判明した場合は、罰金や刑罰を科すべき。	<p>本邦に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに、当該外国人の在留資格を取り消す、在留資格の取消しの制度が設けられているところ、本制度の対象者となる国際的なりモートワーカーについても在留資格の取消事由に該当する場合には、在留資格取消制度の対象となります。</p>
9	無犯罪証明書の提出、身元保証人の設定、数百万円の担保金の納入、10万円程度のビザ取得代金の設定などにより、悪用されないように運用すべき。	<p>いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
10	デジタルノマドの具体的なイメージを明確にした上で制度を厳格に運用すべき。	<p>いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>
11	「年収が千万円以上」であることを要件とした根拠が不明確ではないか。	<p>経済効果やインバウンドをより推進する観点等から、年収が1,000万円以上であることを要件としております。</p>

12	医療保険への加入は日本国内の保険会社であると規定がないため、医療費等の支払いの担保がなされるか疑問である。	民間医療保険への加入について、日本国内の保険会社が提供する保険であることは要しませんが、加入している保険の約款や加入証書などをもとに、本邦在留中の傷病等が保障されるものか確認を行います。
13	1,000万円の収入について、どこが証明するのか不明確であり、悪質な労働者が入り込むことを懸念している。	本制度の要件としている、年収が1,000万円以上であることの確認に当たっては、申請人から、外国企業との雇用契約書などの、申請する時点での最新の年収額が分かるものを提出してもらい、当該資料等をもとに確認を行います。こうした審査を適切に行い、本制度について適正な運用に努めてまいります。
14	トルコ国籍者等の外国人が特定地域での地域住民との共生ができておらず、問題となっている状況についてきちんとした事実確認・対策が進んでいない中で、全ての査証免除国・地域の国籍者等を対象とする事は危険ではないか。	本制度では査証免除国・地域の国籍等を有していることを要件の1つとしており、また、査証免除国・地域の者であっても、本制度の活用に当たっては査証申請等を行っていただくものであり、当該申請に係る審査を適切に行うことで、制度の適正な運用に努めてまいります。
15	本制度について、以下の対応をすべき。 ・手続に時間がかかるなど本制度の使い勝手が悪くならないよう、十分に手当てをしてほしい。 ・在留期間が短い。より長く滞在できるようにしてほしい。 ・デジタルノマドと日本の国内企業が雇用（業務委託）契約を結ぶことができるようにすべき。 ・「査証免除対象である国・地域・かつ租税条約締結国・地域等の国籍等を有している者」に限定せず受け入れるべき。 ・年収要件を引き下げてほしい。要件を引き下げ、一旦経済特区を設けて導入することを検討できないか。 ・獲得競争を激化させない規制が必要ではないか。 ・住民としてのサービスも受けることができるようにすべき。 ・リモートワーカーとして働いた後、日本に移住・定住したい外国人に対する具体的な措置を明記してはどうか。また、日本国民とのつながり創出、ビジネス協業などへ発展する期待を明記してはどうか。また、外国人の受け皿となるDMOや地方自治体との連携の可能性について、具体的に明記するべき（例：地域おこし協力隊の外国人人材の採用等）。	本制度に賛成の御意見として承ります。御意見、御要望については、今後の執務の参考とさせていただきます。
16	法令施行日からオンライン申請ができるようにすべきではないか。	本告示案の運用に関わる御意見として、今後の執務の参考とさせていただきます。
17	指定書に英語を併記してはどうか。指定書中に英語併記しないのであれば、入管庁の公式ホームページ上に、指定書に記載された活動内容の説明を英文で行う頁を作るべきである。	本告示案の運用に関わる御意見として、今後の執務の参考とさせていただきます。
18	在外公館において申請が可能であれば、来日する必要はなくなるものの、審査期間や審査基準が不明確になるなどの危惧がある。	本告示案の運用に関わる御意見として、今後の執務の参考とさせていただきます。
19	今回の改正以前の期間に、在留資格「短期滞在」等を用いて日本に数カ月間滞在していたデジタルノマドについては、制度開始前の滞在期間が影響して、すぐに制度の活用ができない状況が生じる可能性がある。日本に魅力を感じ、これまで長く滞在いただいている方々が制度を利用できない状況とならないよう、制度創設前の日本滞在期間については、滞在期間の算定に含めない形が良いのではないか。	御意見を踏まえ、本制度において滞在期間要件の算定に当たっては、他の在留資格で本邦に在留していた期間は算入しないことといたしました。
20	ノマドビザを出しているのはG7の国でカナダしかない。他の先進国が発給しない理由も掘り下げて検討してはどうか。	いただいた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。
21	申請プロセスの簡素化と迅速化を図るべき	本告示案の運用に関わる御意見として、今後の執務の参考とさせていただきます。
22	在外公館での査証申請を可能としてほしい。	本制度においては、在外公館への査証申請をしていただくことが可能です。
23	他在留資格への変更許可申請の可否を明確にすべき。	本告示案の運用に関わる御意見として、今後の執務の参考とさせていただきます。
24	デジタルノマド専用の在留カードまたはマイナンバーカードを持たせてどこに住居するのかの管理をすべき。外国人向けに住居を紹介している事業者やホテルや住宅宿泊事業者が、デジタルノマドに発行された番号を出入国在留管理庁の特定の場所に入力することで居住先を把握し、検証できる仕組みがあると良い。	本告示案の運用に関わる御意見として、今後の執務の参考とさせていただきます。